

大井町環境基本計画

大井町環境基本計画

— ダイジェスト版 —

ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい



大井町

はじめに

本町は、丘陵部を中心とした山林や里山の豊かな緑、足柄平野に大いなる恵みをもたらしてくれる酒匂川の清流と平坦部に広がる田園風景、気候は比較的温暖で、住環境に適し、各種作物の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境にあります。

しかしながら、地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の発生、豊かな生活から排出されるごみ処理問題や担い手不足による里山や耕作放棄地の荒廃問題、東日本大震災に伴う原発事故の発生により、大きな課題として取り上げられたエネルギー問題など、私たちは、いま、様々な環境問題に直面しております。

このような環境問題は、我が国だけに留まらず、地球規模での課題とし、「資源循環型社会」の構築に向けた環境施策の推進から、「低炭素化社会」、「自然共生型社会」、そして「資源循環化社会」の構築へ向けた施策の推進へと、その方向性も大きく変わり、行政に課された環境課題も非常に多岐にわたってきております。

このたび、本町では、このような様々な環境問題に地域から貢献すべく、望ましい環境像である「ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい～」を実現するため、大井町環境基本計画を改定いたしました。

本計画では、本町の現況や特徴等を考慮し、公害対策推進プロジェクト、生活排水対策プロジェクト、森林・里山再生プロジェクト、おおい自然園プロジェクト、ごみの減量・資源化プロジェクト、地球温暖化対策推進プロジェクト、環境教育推進プロジェクトの7つのプロジェクトを重点施策として掲げ、町民・事業者・町によるパートナーシップのもと、地域の人々の暮らしと自然環境が調和した特色ある地域を創造するとともに、町民・事業者による自主的な行動が展開されるための仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

人々の環境に対するニーズも多様化し、環境問題に対する意識の変化や環境活動への関心が高まりつつある今だからこそ、この素晴らしい「おおい」の環境を次世代に引き継いでいくために、町民・事業者の皆様方と力を合わせ、本計画を着実に推進することが重要であると考えております。今後とも、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

計画の改定にあたりまして、熱心なご審議をいただいた大井町環境審議会委員の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきましたエコ・タウンおおい推進協議会委員の皆様、町民の皆様方に、深く感謝申し上げます。

大井町長 間宮 恒行



目次

環境基本計画の概要（計画の位置づけ・基本理念・計画の主体・計画の期間）	1
望ましい環境像	2
環境目標と個別目標	2
重点施策	3
町民・事業者の環境配慮と行動	4
計画の進行管理	6
計画の推進体制	6

計画の位置づけ

本計画は、大井町環境基本条例第3条に定められた環境の保全及び創造についての「基本理念」の実現に向け、同条例第9条に基づき策定するものです。

また、本計画は、本町の良好な環境を次世代に引き継ぐための環境行政を、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、そのために長期的な視野に立った目標を掲げ、本町で生活や活動を行う町・町民・事業者等がそれぞれの役割を果たし、環境保全のための行動を進める際の基本的な方向及び方策を示すものであります。

基本理念（大井町環境基本条例第3条）

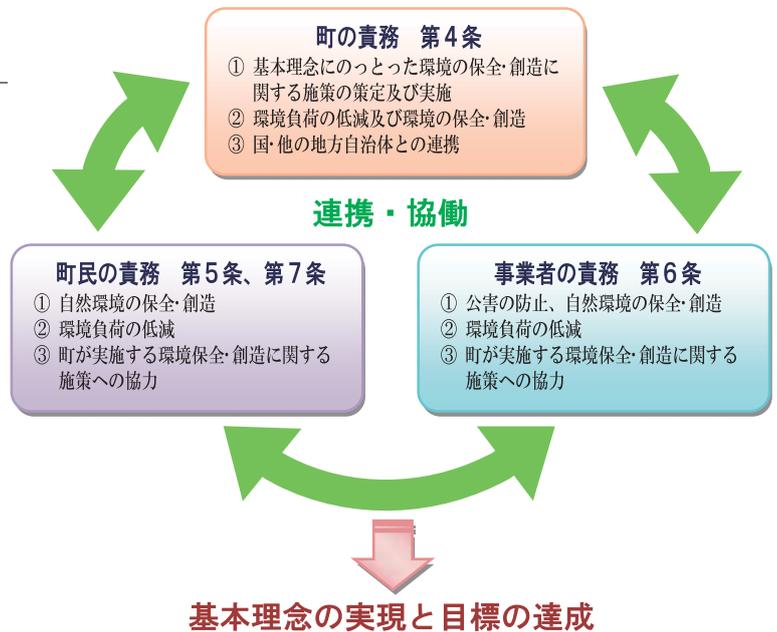
環境保全及び創造についての基本理念は、大井町環境基本条例により次のように定めています。

1. 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。
4. 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

計画の主体

本計画の実効性を高めるには、町・町民・事業者等の自主的な活動やそれぞれの連携・協働が欠かせません。

また、大井町環境基本条例第4条から第7条においても、町・町民・事業者等の環境保全に対する責務について明らかにしていることから、それぞれが地域の環境づくりの主体として、目標達成のために取組を進めることとします。



計画の期間

本計画は21世紀半ばを展望した長期的な地域の環境づくりのための計画ですが、着実な計画の推進を図るために、平成25年度から平成34年度までの10年間を本計画の期間として定めます。

ただし、今後の社会経済情勢や環境状況の変化にあわせ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

望ましい環境像

安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、将来の世代へ継承していくことのできる「おおい」を築いていくため、基本理念を遵守しつつ、本町がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい

“望ましい環境像”の視点

- ❖ おおいきらめきプラン「大井町第5次総合計画」の「まちづくりの目標」である「ひとづくり・まちづくり・未来づくり」を踏襲し、郷土の財産である素晴らしい自然環境を次世代へ引き継いでいくための「ひとづくり」を第一としています。
- ❖ 環境基本条例の基本理念に「健全で恵み豊かな環境の維持と次世代への継承」、「人と自然・生き物との共生」、「責任の自覚」が位置付けられており、町民一人ひとりが大切なふるさと大井町に住んでいることを誇りとしつつ、将来に夢が持てるまちを守り育てていくという意味と行動を表現しています。

環境目標と個別目標

望ましい環境像の実現に向け、5つの環境目標と環境項目ごとに個別目標を定めています。

環 境 目 標	I (生活環境)	健やかな心と身体を育む、安心して暮らせるまちをめざそう ■個別目標 良好な生活環境の保全(都市環境・住環境・美化) 環境施策 ○景観の保全と良好な都市景観形成の推進 ○快適な道路の整備 ○公園整備・緑化事業の推進 ○上水道の安全で安定した供給 ○歴史的文化遺産の保全 ■個別目標 環境汚染の防止(大気・水質・土壌・有害物質等) 環境施策 ○自動車排ガス対策の推進 ○大気汚染対策の推進 ○排水対策の強化 ○騒音・振動対策の推進 ○有害物質対策の推進
	II (自然環境)	豊かな自然と共に生き、次の世代に引き継ごう ■個別目標 自然環境の保全と再生(水辺・森林・農業) 環境施策 ○身近な水辺環境の保全 ○緑やせせらぎと調和した都市基盤の整備 ○森林・里山の保全と再生 ○環境保全型農業の推進 ○グリーンツーリズムの推進 ○農産物の地産地消の促進 ○人と自然の豊かなふれあいの確保 ■個別目標 生態系の保全と再生(動植物) 環境施策 ○野生動植物の生息・生育環境の保全と再生、適正化 ○おおい自然園事業の展開
	III (循環型社会)	資源の循環を図り、環境負荷が少ないまちをめざそう ■個別目標 ごみの減量化と再資源化の推進(廃棄物・資源) 環境施策 ○ごみ減量化と適切な処理の推進 ○再資源化の促進 ○不法投棄対策の推進
	IV (低炭素社会)	地球環境の保全をめざし、積極的な取り組みをすすめよう ■個別目標 地球温暖化対策の推進(地球環境) 環境施策 ○省エネ、省資源に配慮したライフスタイルの促進 ○交通における地球温暖化対策 ○再生可能エネルギーの有効利用の促進
	V (環境教育)	環境パートナーシップの形成をめざそう ■個別目標 環境教育の推進(学校教育・情報提供) 環境施策 ○環境学習の促進と基盤づくり ○環境情報の的確な提供 ■個別目標 協働による環境保全の推進(協働) 環境施策 ○協働による環境保全・再生活動の促進

重点施策

本町の現況や特徴等を考慮し、次の基準により環境施策の中から7つのプロジェクトを「重点施策」と定め、優先的に取り組みを進めます。

- 1 緊急性、重要性のある環境課題への取組
- 2 大井町総合計画における重点分野への取組
- 3 町民の要望が高く、協働で進める必要がある取組

I (生活環境)	重点施策1 公害対策推進プロジェクト 町民が安全で安心して暮らせるよう、健康の保護や安全の確保のために、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の環境汚染の発生防止を図るとともに発生時における早期対応の徹底を図ります。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○事業者立入調査 ○町内主要河川水質検査 ○自動車排気ガスの抑制 ○剪定枝破砕処理委託事業
	重点施策2 生活排水対策推進プロジェクト 下水道の市街化調整区域内の効率的な整備と市街化区域の100%整備を推進します。また、下水道未接続世帯や事業所に対し戸別訪問等を積極的に行い、接続率の向上を図るとともに、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや適正な維持管理の促進を図ります。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備事業 ○合併処理浄化槽維持管理費補助事業
II (自然環境)	重点施策3 森林・里山再生プロジェクト 水源林となる区域の森林保全・再生整備を推進し、公益的機能の回復・再生に努めるとともに、ボランティア団体等との協働により「おおいゆめの里」を中心とし、里山の復元と保全を図ります。また、イノシシ等による農作物被害防止及び生態形の保全を図るため、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策を充実します。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○地域水源林整備事業 ○「おおいゆめの里」整備事業 ○里山保全活動支援事業 ○有害鳥獣被害防止事業
	重点施策4 おおい自然園プロジェクト 町全体を自然博物館と捉え、自然観察会の開催や生きもの調査、自然情報の広報等とおして、自然と人とのかかわりを学び、町民自らが身近な自然を意識することで、生物多様性の保全を図るとともに自然を大切に作る心の醸成を図ります。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○おおい自然園事業 ○おおい自然園サポーター養成事業 ○大井町史(別編 自然)紹介
III (循環型社会)	重点施策5 ごみの減量・資源化プロジェクト 廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、廃棄物の再使用(Reuse:リユース)、廃棄物の再生利用(Recycle:リサイクル)を推進するため、町民や事業者に対する意識の高揚、ごみの減量化の促進や各種リサイクル制度の周知、ごみの分別の徹底、新たな分別の検討などを積極的に行います。また、不法投棄を許さない町として、県・警察・足柄上地域不法投棄監視員さらには町民や事業者等と連携し、不法投棄の徹底的な撲滅を図ります。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物分別収集事業 ○資源回収奨励金交付事業 ○剪定枝チップ利用促進 ○段ボールコンポスト普及啓発事業 ○書道反古紙再生プロジェクト事業
IV (低炭素社会)	重点施策6 地球温暖化対策推進プロジェクト 地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス発生量を抑制する日常生活や事業活動の促進、太陽光発電設備の普及など再生可能エネルギー利用の促進などを行うため、関連情報の充実や国・県と連携した温室効果ガス削減に関する施策を推進します。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ・創エネ・蓄エネ推進事業 ○メガソーラー設置運営事業 ○住宅用太陽光発電設備設置費補助事業 ○エコカー普及促進事業
V (環境教育)	重点施策7 環境教育推進プロジェクト 環境学習会や情報提供、環境イベントなどを通じて環境についての意識の高揚を図り、本町の環境や地球環境のための自主的な行動が展開される施策を実施していきます。また、主体的な活動を行う組織づくりを推進します。 関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ○環境展の開催 ○おおい自然園事業 ○おおい自然園サポーター養成事業 ○おおい課外塾 ○環境出前講座 ○エコ・タウンおおい推進協議会

町民・事業者の環境配慮と行動

I 健やかな心と身体を育む安心して暮らせるまちをめざそう 【生活環境】

町民の環境配慮と行動

I-1 良好な生活環境の保全

- 地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 住宅建設の際は周辺の環境に配慮します。
- 住宅敷地内の緑化に努めます。
- 犬などのペットの散歩の際には、糞を必ず持ち帰ります。
- 歴史的文化遺産の保全と次世代への継承に努めます。
- 積極的に情報を取り入れ町の歴史的文化遺産の理解を深めます。

I-2 環境汚染の防止

- 地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 自動車の利用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。
- 車の買い替え時には、エコカーにするよう心がけます。
- アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 大気汚染の原因となる小型焼却炉の使用や野焼きはしません。
- ごみの分別を徹底し燃えるごみを減らします。
- 下水道未接続世帯は接続に努めます。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに努めます。
- 合成洗剤の使用を控え、石けんを使用するよう努めます。
- ペットの鳴き声や、家庭生活から発生する騒音に配慮します。

事業者の環境配慮と行動

I-1 良好な生活環境の保全

- 地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 建物の建設や看板等の設置の際には周辺の景観に配慮します。
- 敷地内の緑化に努めます。

I-2 環境汚染の防止

- アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 業務用車両等の効率的な利用とエコカーの導入を推進します。
- 廃棄物は適切に処分します。
- 下水道未接続の事業者は接続に努めます。
- 焼却炉を使用する場合は、県の許可を受けた物を使用します。
- 事業所における排水を適切に処理します。
- 水質汚濁の原因となる物質は適正に管理、処理します。
- 事業に伴い発生する騒音・振動に対し十分な対策を行います。
- 開示可能な範囲で環境情報を公開するように努めます。



II 豊かな自然と共に生き、次の世代に引き継ごう 【自然環境】

町民の環境配慮と行動

II-1 自然環境の保全と再生

- 道路や水路整備について協力します。
- 水辺や森林等の利用の際には、原状回復とごみの持ち帰りを心がけます。
- 河川等の地域の美化活動に積極的に参加します。
- 森林等の保全のためのボランティア活動に積極的に参加します。
- 町内の農産物を積極的に購入します。
- 農地の保全に協力します。
- 各種イベントに積極的に参加します。
- ふれあい農園等を積極的に利用します。
- 自然とふれあう際にはごみは持ち帰ります。

II-2 生態系の保全と再生

- 野生動植物の保護に協力します。
- 野生動植物が生息する場所の保全に協力します。

事業者の環境配慮と行動

II-1 自然環境の保全と再生

- 地域の自然環境保全活動と連携し、地域の環境保全に協力します。
- 開発等においては自然環境に配慮します。
- 環境に配慮した農業への支援を行います。
- 環境に負荷の少ない農産物の栽培方法を積極的に導入します。
- 町内農産物を積極的に購入します。
- 農業において発生する廃棄物を適正に処理します。
- 農薬等は適切に使用、処理します。
- 農業基盤整備に協力します。
- 自然とふれあう場の提供に協力します。

II-2 生態系の保全と再生

- 野生動植物の保護に心がけた事業活動を行います。
- 開発等においては、野生動植物の生息環境に配慮します。

Ⅲ 資源の循環を図り、環境負荷が少ないまちをめざそう 【循環型社会】

町民の環境配慮と行動

Ⅲ-1 ごみの減量化と資源化の推進

- 使い捨て商品の購入は極力控えます。
- 家庭内へのごみの持ち込みを減らします。
- ごみの分別を徹底します。
- 壊れたら修理し、物の長期使用に心がけます。
- 資源集団回収活動に協力します。
- リサイクル商品の購入に心がけます。
- 有害物質を含むものは適切に処理します。
- 不法投棄防止対策に協力します。
- 自己の管理地は不法投棄を誘発しないよう適切に管理します。

事業者の環境配慮と行動

Ⅲ-1 ごみの減量化と資源化の推進

- 事業所におけるゼロエミッションに取り組みます。
- グリーン購入を推進します。
- 壊れたら修理し、物の長期使用に心がけます。
- 商品等販売時には簡易包装に努めます。
- 産業廃棄物は適正に処理します。
- 化学物質、有害物質の適正な管理、使用、処理を行います。
- 環境問題の責任者や担当部署を設置します。
- 不法投棄防止対策に協力します。
- 自己の管理地は不法投棄を誘発しないよう適切に管理します。
- 産業廃棄物の適切な処理による不法投棄防止を図ります。

Ⅳ 地球環境の保全をめざし、積極的な取組をすすめよう 【低炭素社会】

町民の環境配慮と行動

Ⅳ-1 地球温暖化対策の推進

- 地球規模での環境問題に関心を持ちます。
- 空調や照明の管理を徹底し、省エネ型のライフスタイルを実施します。
- 節電を徹底します。
- 電化製品などの購入の際は環境配慮型の製品を購入します。
- マイカーの利用を控えるなど温室効果ガスの発生を削減します。
- 冷蔵庫、エアコン等フロンガス使用機器を適正に処理します。
- 住宅等には積極的に再生可能エネルギーを導入します。
- 省エネ型住宅の建設に努めます。
- 車の買い替え時には、エコカーにするよう心がけます。

事業者の環境配慮と行動

Ⅳ-1 地球温暖化対策の推進

- 地球規模での環境問題に関心を持ちます。
- 事業における省エネ、省資源を進めエコオフィス化を図ります。
- 省エネ・環境配慮型の施設整備に努めます。
- 環境配慮型の商品開発に努めます。
- 事業活動に伴う温室効果ガスの発生を抑制します。
- フロンガス使用機器の適正な廃棄処理、適正な回収処理を行います。
- 事業活動に積極的に再生可能エネルギーを導入します。
- 業務用車両等の効率的な利用とエコカーの導入を推進します。



Ⅴ 環境パートナーシップの形成をめざそう 【環境教育】

町民の環境配慮と行動

V-1 環境教育の推進

- 自然環境学習等に積極的に参加します。
- 自然環境に関する情報を積極的に活用します。

V-2 協働による環境保全の推進

- 環境施策における協働の取組に積極的に参加します。
- おおい自然園事業に積極的に参加します。

事業者の環境配慮と行動

V-1 環境教育の推進

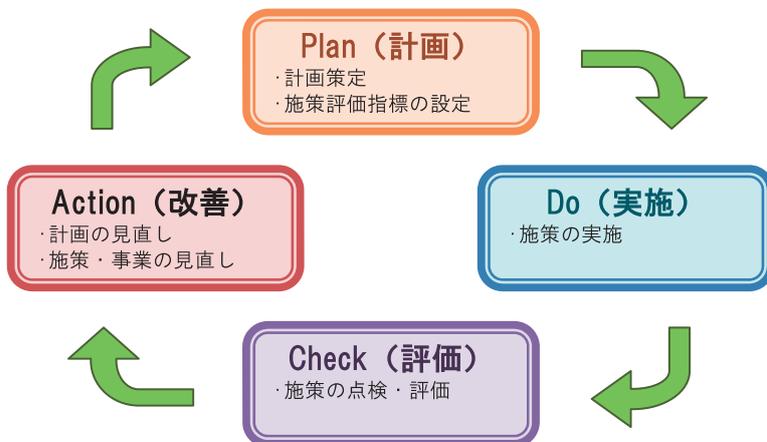
- 環境学習等に協力します。
- 町民向けに環境学習会を開催します。

V-2 協働による環境保全の推進

- 環境施策における協働の取組に積極的に参加します。
- おおい自然園事業に積極的に参加します。

計画の進行管理

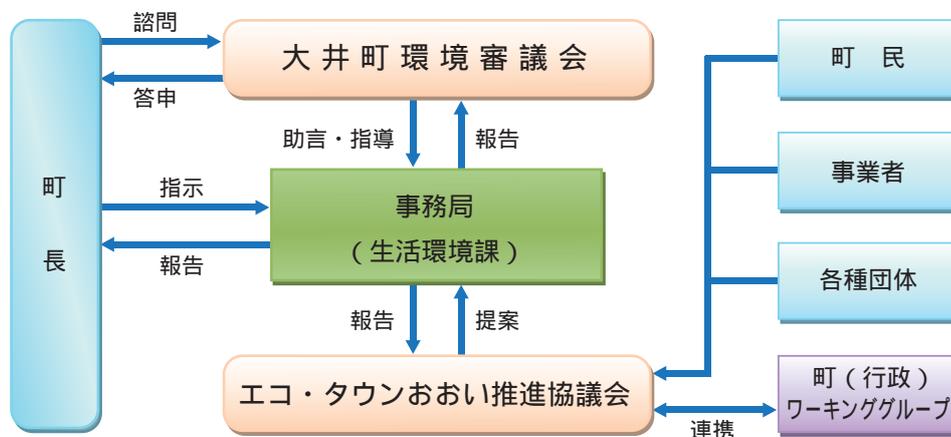
本計画の進行管理は環境マネジメント手法（PDC Aサイクル）に基づいて行います。計画に基づく施策を実施し、環境の現状や施策の実施状況を把握し、施策評価指標の達成状況をチェックします。



計画の推進体制

本計画の効率的な推進に向け、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について横断的な協議を行うとともに、計画の推進状況の評価・点検を行う推進体制の整備を行います。

計画推進体制



町の花「すいせん」



町の木「きんもくせい」



町の鳥「めじろ」

問い合わせ先

大井町 生活環境課
神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地
電話 0465-83-1311 (代表) FAX 0465-82-3295
E-mail seikatsu@town.oi.kanagawa.jp